

〔資料4〕

令和6年2月27日
区民部国保年金課

令和5年度第3回東京都国民健康保険運営協議会について

令和6年2月9日開催の令和5年度第3回東京都国民健康保険運営協議会について、以下のとおり報告する。

1 令和6年度確定係数に基づく納付金等の算定結果

都は、国が提示した確定係数に基づき医療給付費等を見込み、医療費水準、所得水準、被保険者数に応じて、区市町村ごとの納付金額と納付金を賄うために必要な標準保険料率を算定した。

【東京都の算定結果】

事項	令和6年度（確定係数）	伸び率
被保険者数	247.6万人	4.5%
給付費総額	8,096億円	2.9%
1人当たり給付費	326,924円	1.7%
納付金総額	4,621億円	0.7%

この結果、確定係数に基づいて算定した令和6年度の一人当たり保険料の額は、190,436円となり、令和5年度確定係数に基づく保険料算定額から、5.30%の伸び率となった。

【練馬区に係る算定】（ ）は令和5年度

- ア 納付金額 22,521,491,781円（22,618,539,716円）
- イ 1人当たり保険料額 183,428円（175,285円）伸び率 4.65%
- ウ 標準保険料率

基礎（医療）分		後期支援金分		介護納付金分	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
8.35%	50,326円	2.87%	16,872円	2.33%	16,891円
(8.00%)	(47,899円)	(2.71%)	(15,692円)	(2.31%)	(16,907円)

2 東京都国民健康保険運営方針の改定について

令和2年に策定した東京都国民健康保険運営方針が令和6年3月で満了する。都は、パブリックコメントを実施し、必要な見直しを行った。第3回東京都国民健康保険運営協議会で、改定について答申を受け、決定・公表する。

3 配付資料
別添のとおり

4 今後のスケジュール

2月中旬 特別区長会で23区統一の基準保険料率等を決定

2月下旬 練馬区国民健康保険運営協議会に条例改正案について諮問

3月上旬 区議会第一回定例会に、保険料率等の改定のための練馬区国民健康保険条例の一部改正の議案を提出